

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月20日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月11日 午前 8時30分から 令和 7年 7月18日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 7年 7月23日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 8月 6日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 7月24日 午前 9時00分から 令和 7年 7月30日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月20日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後4時00分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2, 970, 000 2, 376, 000	一括	594, 000	28, 094	0
1	660, 000				
2	390, 000				
3	1, 920, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 さぬき市長尾東字笠堂
 地 番 877番18
 地 目 宅地
 地 積 83.40平方メートル

- 2 所 在 さぬき市長尾東字笠堂
 地 番 880番7
 地 目 宅地
 地 積 49.58平方メートル

- 3 所 在 さぬき市長尾東字笠堂877番地18、880番地7
 家屋 番号 877番18
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 52.66平方メートル
 2階 44.71平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 5月26日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | さぬき市長尾東字笠堂 |
| | 地 番 | 877番18 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.40平方メートル |
| 2 | 所 在 | さぬき市長尾東字笠堂 |
| | 地 番 | 880番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 49.58平方メートル |
| 3 | 所 在 | さぬき市長尾東字笠堂877番地18、880番地7 |
| | 家屋 番号 | 877番18 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.66平方メートル
2階 44.71平方メートル |



令和7年(ケ)第11号
令和7年3月24日受理
令和7年4月7日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹 村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | さぬき市長尾東字笠堂 |
| | 地 番 | 877番18 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.40平方メートル |
| 2 | 所 在 | さぬき市長尾東字笠堂 |
| | 地 番 | 880番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 49.58平方メートル |
| 3 | 所 在 | さぬき市長尾東字笠堂877番地18、880番地7 |
| | 家屋 番号 | 877番18 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.66平方メートル
2階 44.71平方メートル |

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	さぬき市長尾東877番地18		
土 地	物件1, 2		
現 況 地 目	☒ 宅地(物件1, 2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し, 占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件3		
種類, 構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類: ☐ 構 造: ☐ 床面積:		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を家財道具の一部を置いて空き家状態で管理占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者兼所有者)	1 私は本件物件1～3土地建物の所有者です。本件物件3建物には私が家族と暮らしていましたが、令和6年10月末に現住所に引っ越しをして、物件3建物には誰も住んでいませんが、荷物は残っています。競売で売却されるまでに必要な物は取りに行くようにします。ただ、経済的体力が弱っているので残った動産類については所有権の放棄をするので、買受人の方で処分していただければ幸いです。 2 物件1土地の駐車場部分には、私の父の車を置いています。既に廃車の手続きはしており、これから10日以内は引き取りにきてもらうように手配はしています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
 - 2 さぬき市役所及び香川県長尾土木事務所での調査によると、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、北側を幅員約4mの舗装私道（花房住宅株式会社所有、建築基準法42条1項5号（位置指定道路））に、西側を水路を介して幅員約2.2mの里道（法定外公共物、建築基準法上の道路ではない）に、それぞれ接道している。
 - 3 物件1、2土地相互の境界については判然としないが、一団の土地としての周囲の土地との境界については明らかである。境界プレートが複数存在している。14条1項地図及び地積測量図が存在している。
物件1土地北東角には、カーポート（土地定着物）が存在している。
 - 4 物件3建物については、経年（築後約28年経過）劣化が見受けられ、床、壁及び天井に細かい損傷箇所が散見される。建物内の状況から小型犬を飼っていたことが窺われる。
 - 5 物件1、2土地北側の私道の所有者花房住宅株式会社の代表者の陳述では、「当社所有の私道を本件土地建物を購入された方が道として利用される分には全く問題はありません。」とのことであった。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

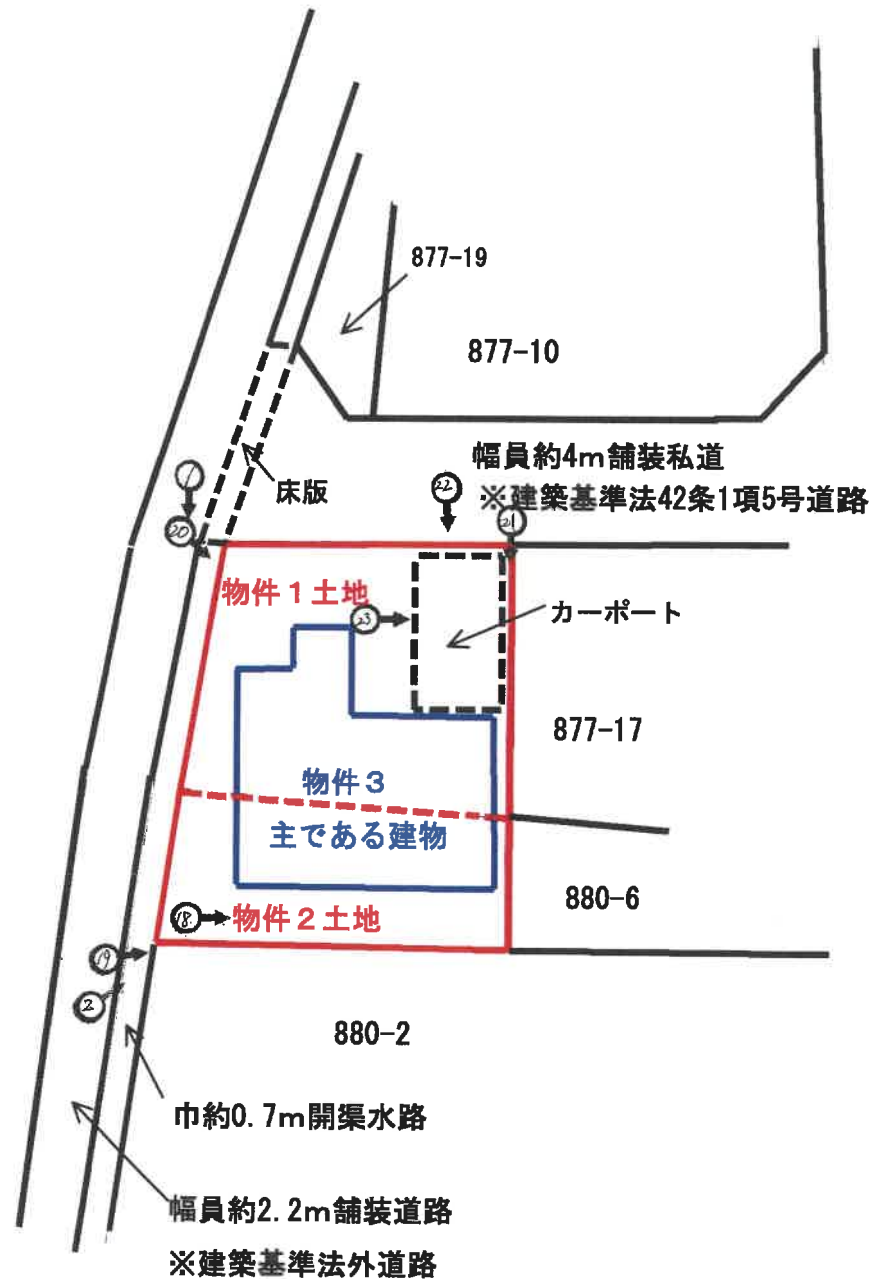
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月28日(金) 9:30-9:50	物件所在地	接道外観等調査
令和7年3月28日(金) 10:00-10:15	さぬき市長尾西 債務者兼所有者の現住所	債務者兼所有者から事情聴取 鍵の借り受け
令和7年3月28日(金) 10:40-11:00	法務局(寒川出張所)	公図公簿等閲覧等調査
令和7年3月28日(金) 11:15-11:25	さぬき市津田町津田 香川県広域水道企業団東 讃ブロック統括センター	上水道関係調査
令和7年4月2日(水) 9:40-10:20	物件所在地	立入調査 評価人同行
令和7年4月2日(水) 10:30-10:40	さぬき市長尾西 債務者兼所有者の現住所	債務者兼所有者から事情聴取 鍵の返却
令和7年4月2日(水) 11:00-11:10	さぬき市長尾東 香川県長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和7年4月2日(水) 11:20-11:50	さぬき市役所	公法上の規制等調査
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 4 月 2 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、所有者から借り受けた鍵で解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S ÷ 1 / 2 5 0



(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。

隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

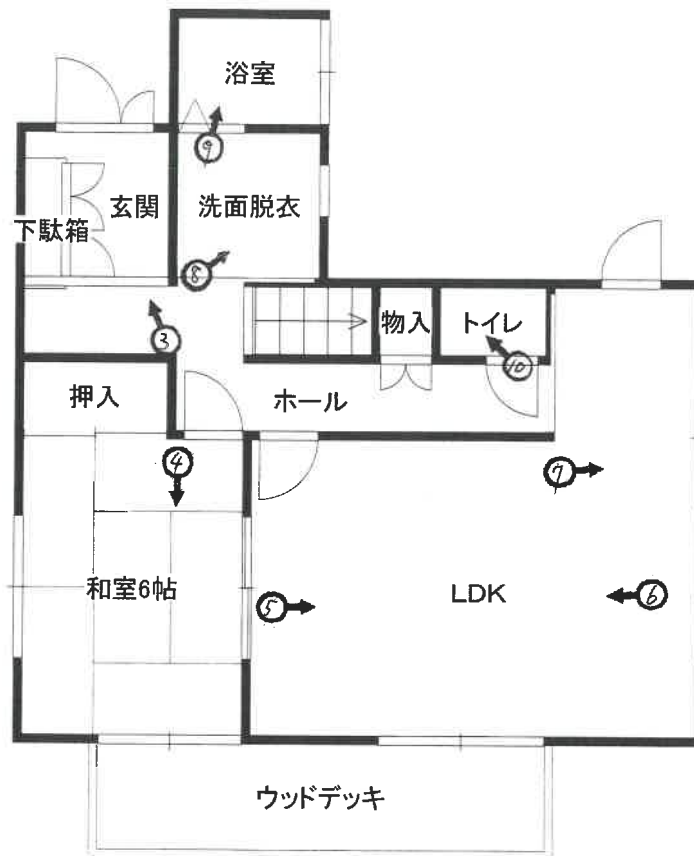


← 写真摄影位置·方向

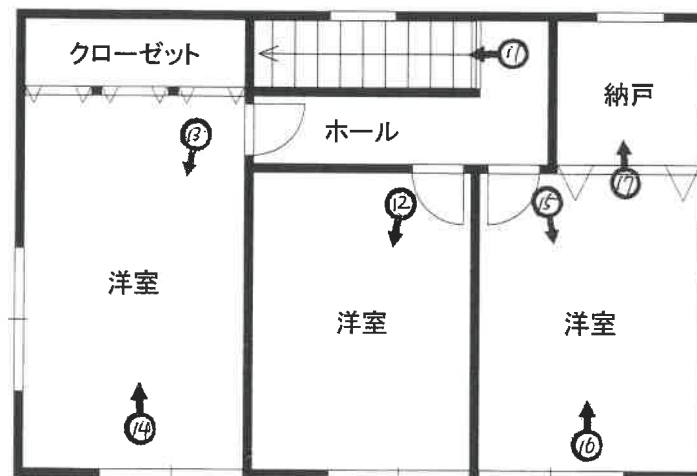
建物間取図(概略)

物件 3
主である建物

1階



2階



(注) 概略図であり、現況と相違する場合がある。

(7 枚目)

写真撮影位置・方向



1



受命物件の状況

水路（法定外公共物）

2

物件 3



里道（法定外公共物，建築基準法上の道路ではない）

物件 1, 2

3



物件3建物の1階玄関付近の状況

畳のシミ

4



物件3建物の1階和室の状況

5



物件3建物の1階LDKの状況

6



物件3建物の1階LDKの状況

7



物件 3 建物の 1 階キッチンの状況

8



物件 3 建物の 1 階洗面脱衣所の状況

9



物件3建物の1階浴室の状況

10



物件3建物の1階トイレの状況

1 1



物件 3 建物の階段の状況

1 2



物件 3 建物の 2 階中の洋室の状況

1 3



物件 3 建物の 2 階西端の洋室の状況

1 4



物件 3 建物の 2 階西端の洋室の状況

1 5



物件 3 建物の 2 階東端の洋室の状況

1 6



物件 3 建物の 2 階東端の洋室の状況

17



物件3建物の2階東端の洋室の納戸の状況

18



物件3建物南側の庭の状況

19

境界プレート



物件2土地南西角点付近の状況

20

境界プレート



物件1土地北西角点付近の状況

2 1

境界プレート



物件1 土地北東角点付近の状況

目的外土地 8 7 7 番 1 7

物件 1

2 2



物件 1 土地カーポートの放置自動車の状況

2 3



物件 1 土地カーポートの放置自動車の状況

令和7年(ケ)第11号
令和7年4月2日 現地調査
令和7年4月14日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉 馴 征 司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 9 7 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 6 6 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 3 9 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 1, 9 2 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 乃至 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 及び 2 の内訳価格は、物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	さぬき市長尾東字笠堂 877番18 宅地 83.40㎡	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	さぬき市長尾東字笠堂 880番7 宅地 49.58㎡	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	さぬき市長尾東字笠堂877番地 18、880番地7 877番18 居宅 木造スレート葺2階建 1階 52.66㎡ 2階 44.71㎡ 延 97.37㎡	
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	琴電長尾線「長尾」駅の東方約500m（直線距離） 大川バス「長尾学校前」バス停の北西方約140m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域はさぬき市中心部より南方郊外の長尾東地区に位置し、戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域を形成している。当該地域においては150㎡程度の敷地に2階建程度の住宅等としての使用を標準的使用とする。人口減少、少子高齢化は継続しており宅地需要は低調で、地価は弱含みで推移している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途無指定地域 70% 200% — 特になし
画 地 条 件	面 積 132.98㎡（物件1、2一体地） 間 口 約9m（北側） 奥 行 約13m 形 状 ほぼ整形 地 勢 普通	
接面道路の状況	北側で現況幅員約4m舗装私道（建築基準法42条1項5号道路）と、西側で巾約0.7mの開渠水路を介して現況幅員約2.2m舗装道路（法定外公共物、建築基準法外道路）とそれぞれほぼ等高に接面する。系統・連続性は普通程度。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件3建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は北側上記私道を介して住宅、西側上記水路、道路を介して住宅、南側雑種地（現況駐車場）、東側住宅である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 有 ガス配管 無 下 水 道 有	
特 記 事 項	・物件1、2土地相互の境界については判然としないが、一団の土地としての周囲の土地との境界については明らかである。境界プレートが複数存在している。 ・物件1北東端にカーポートが存する。所有者の陳述によると「物件1土地の駐車場部分には、私の父の車を置いています。既に廃車の手続きはしており、これから10日以内には引き取りに来てもらうよう手配はしています。」とのことであった。 ・物件1、2土地北側の私道の所有者の代表者の陳述によると「当社所有の私道を本件土地建物を購入された方が道として利用される分には全く問題ありません。」とのことであった ・土壌汚染については閉鎖登記簿、過去地図等による対象地の地歴調査、埋蔵文化財についてはさぬき市生涯学習課において周知の埋蔵文化財包蔵地の確認等を行ったが、特段の事項は確認されなかったもので、これらの要因については考慮外として評価する。なお、土壌汚染の有無等の詳細は専門機関の調査を要する。 ・当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経数	建築年月日（登記記載） 平成8年11月30日新築 経過年数 約28年 経済的残存耐用年数 約2年
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディング 内 壁 クロス貼り、パネル貼り等 天 井 クロス貼り等 床 フローリング、タタミ、ビニールタイル等 設 備 電気、給排水等 その他 特になし
床面積(現況)	1階52.66㎡、2階44.71㎡、合計97.37㎡である。
現 況 用 途 等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り (添付間取図参照)
品 等	中位
保守管理の状態	やや劣る。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
そ の 他	・物件3建物については、経年（築後約28年経過）劣化が見受けられ、床、壁及び天井に細かい損傷箇所が散見される。建物内の状況から小型犬を飼っていたことが窺われる ・所有者の陳述によると「本件物件3建物には私が家族と暮らしていましたが、令和6年10月末に現住所に引っ越しをして、物件3建物には誰も住んでいませんが、荷物は残っています。競売で売却されるまでに必要な物は取りに行くようにします。ただ経済的体力が弱っているので残った動産類については所有権の放棄をするので、買受人の方で処分していただければ幸いです。」とのことであった。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照のこと。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は低い。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1乃至2一体地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
一体地	26,200	1.01	132.98	1.0	3,519,000
1	—	—	83.40	—	2,207,000
2	—	—	49.58	—	1,312,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 さぬき（県）－4

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$23,700\text{円}/\text{㎡} \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/90 \approx 26,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……補正の必要はない。

◇地域格差：……環境条件（居住環境等）▲10%（相乗値）

イ 個別格差：……角地＋1%

ウ 地積：……登記数量による。

エ 建付減価：……必要なし

※各物件の価格は一体地の価格を登記記載数量にて面積按分し求めた。

物件1： $3,519,000\text{円} \times 83.40\text{㎡} / 132.98\text{㎡} \approx 2,207,000\text{円}$

物件2： $3,519,000\text{円} \times 49.58\text{㎡} / 132.98\text{㎡} \approx 1,312,000\text{円}$

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費を比準し、住宅設備の状況等をも勘案して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	165,000	97.37	0.09	1,446,000

ウ 現価率：経過年数28年、経済的残存耐用年数2年、残価率5%とした定額法及び観察減価法（現在空家であることによる建物の管理状況等を考慮して▲20%の減価）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{2}{28 + 2} \right] \times (1 - 0.2) \approx 0.09$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,207,000	0.50	法定地上権	1,104,000
2	1,312,000	0.50	法定地上権	656,000
計				1,760,000

イ 土地利用権等割合：物件番号1及び2の画地全体を一体利用している状況に鑑み、それぞれの土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,207,000	－1,104,000		1.0	0.6	660,000
2	1,312,000	－656,000		1.0	0.6	390,000
3	1,446,000	＋1,760,000	1.0	1.0	0.6	1,920,000
一括価格 (合計)						2,970,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価調査価格 さぬき（県）－4
所 在：さぬき市長尾西字観音600番9
価 格：23,700円/㎡
位 置：琴電長尾線「長尾」駅の北東方約500m（道路距離）
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：162㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南側4m市道
用途指定等：（都）（70、200）
地域の概要：中小規模の一般住宅が多い住宅地域

- 2 固定資産税評価額（令和6年度）
物件1：1,560,497円
物件2：927,691円
物件3：1,592,141円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



基準地NO. 4

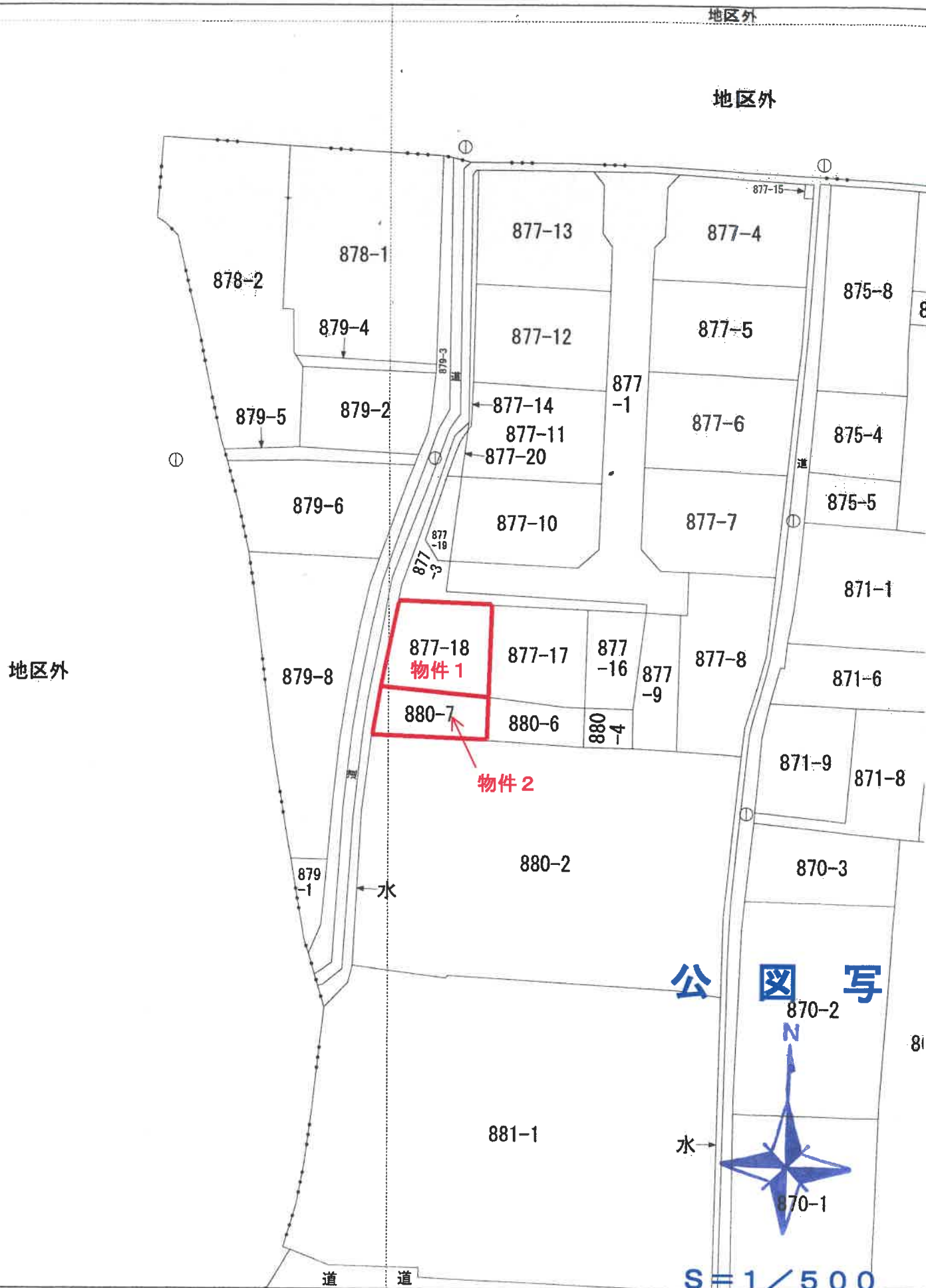
最寄駅

物件

最寄バス停

位置図

S=1/10000



これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(高松法務局寒川出張所管轄)
令和7年3月31日 高松法務局

令和7年3月31日

高松法務局

縮小版

請求番号: 4-2

登記年月日：平成7年9月4日

2003638

地 番 877-16-203

地 積 測 量 区

土地の所在

太川郡長尾田葉字笠堂

877-3

境界・地味点番号	記号	境界・地味点番号	不動点の位置	記号	境界点番号	その地の境界点の記号	記号
○	金属プレート(金)	M.A.	金属プレート()	M.P.	P	プラスチック杭	P
	金属板	N.B.	コンクリート塊	C.C.	W	木杭	W
	S.P.	S.P.	釘・印	E.P.	N	コンクリート釘	N
	コンクリート板(板)	C.P.	コンクリート合金鋼板				
	プラスチック板(板)	P.P.					

[illegible]

地番	①	677-17	延	之	估	價
NO.	イ	12.208	×	5.563	=	67.9131
〇	ロ	12.208	×	7.306	=	89.1916
ハ	ハ	9.646	×	1.815	=	17.5075
						174.6122
						67.30610
						87

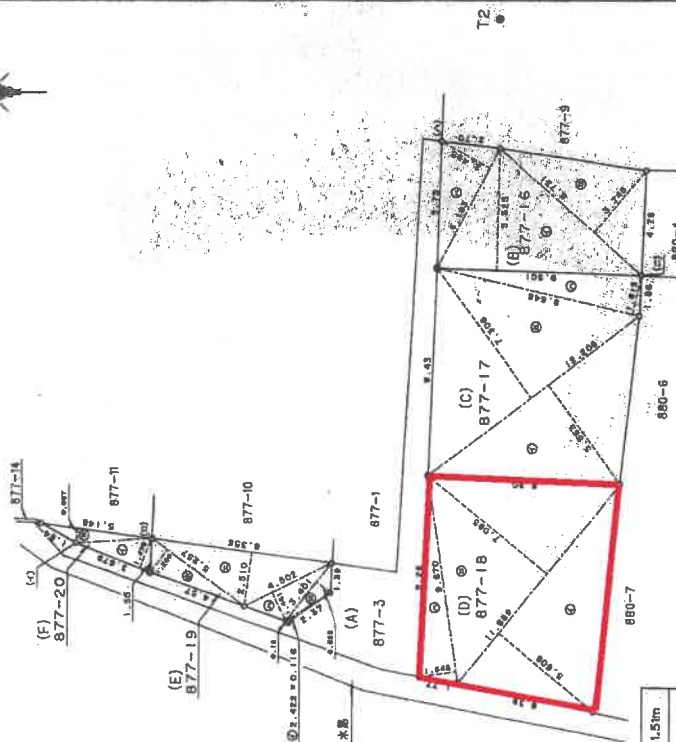
地番	①	677-18	延	減	乙	沽	酒	飲
NO.	イ	11,889	×	5.608	=	66,6733		
α	α	11,889	×	7.085	=	84,2336		
へ	へ	9,870	×	1.645	=	15,5072		
						166,6143		
						93,40715		
						83		m

[illegible]

NO. 1	877-20	高反	之	價	面
□	5.679	×	1.470	=	5.4081
	5.146	×	0.687	=	3.5367
					8.9448
					4.47240
					4.4716

圖書編號 877-5
244.15390
52.30758
52.30758

T1 ~ (γ)	31.51m
T2 ~ (γ)	38.69m
T1 ~ (α)	35.00m
T2 ~ (α)	36.55m
T1 ~ (Δ)	51.42m
T2 ~ (Δ)	14.23m
T1 ~ (Σ)	58.74m
T2 ~ (Σ)	19.25m



昭和7年9月4日登記

作製音

由 諸 人

精皮 250

(番川県土地家屋調査)

公用

令和7年3月31日

高松法務局

- 11 -

2003650

地 番 880-6, -7, -4

土地の所在 大川郡長尾田桑字笠堂

東尾長市きぬさ

880-4

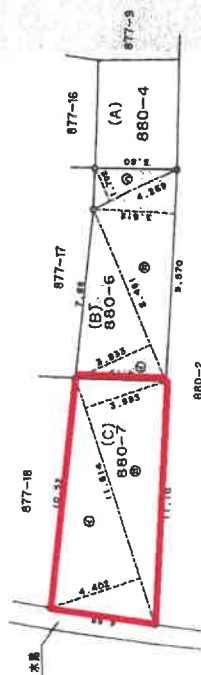
境界点番号	境界点名称	記号	境界点番号	境界点名称	記号
①	金魚(フナ)	M.A.		金魚プレハブ	MP.
	金魚屋	M.B.		コンクリート橋	C.C.
	石杭(堤防)	S.P.		須印	E.P.
	コンクリート堤(堤防)	C.P.			
	ガスケット堤(堤防)	P.P.			

新
華
社
出
版

地番	②	890-5	芝	面	積
NO. 1	イ	8,461 ×	3,633 =	32,4310	
□	ロ	9,570 ×	1,812 =	36,4808	
△	ハ	4,269 ×	1,702 =	7,2658	
			面	積	76,1776
			面	積	38,0860
			地	積	38

规格	①	880-7	高	乙	酒	積
NO. 1		11.814 ×	4.402 =		52.0052	
□		11.814 ×	3.993 =		47.1733	
				酒	99.1785	積
				酒	49.58925	積
				酒	49	積

實地番 ④ 880-4
公海 106.2595445
計地積
87.67805
18.58149
18.58149



昭和7年9月4日登記

作製者

人請由

250
縮尺

登記年月日：平成8年12月4日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(高松法務局寒川出張所管轄)
令和7年3月31日 高松法務局

0196112

各階平面図

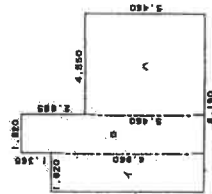
家屋番号 877-18

建物階平面図

建物の所在 大州郡長尾母末字笠堂877-18, 880-7

さぬき市長尾東

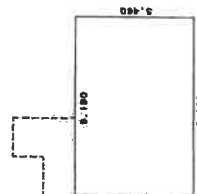
1 階



求積表

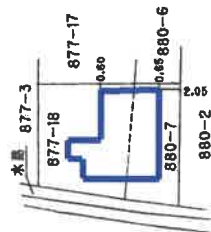
イ	6.960 X 1.820	=	12.667200
ロ	8.325 X 1.820	=	15.151500
ハ	5.460 X 4.550	=	24.843000
合計			52.661700
床面積			52.66 m ²

2 階



求積表

	5.460 X 8.190	=	44.717400
床面積			44.71 m ²



昭和8年12月4日登記

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(香川県土地家屋調査士会用紙)

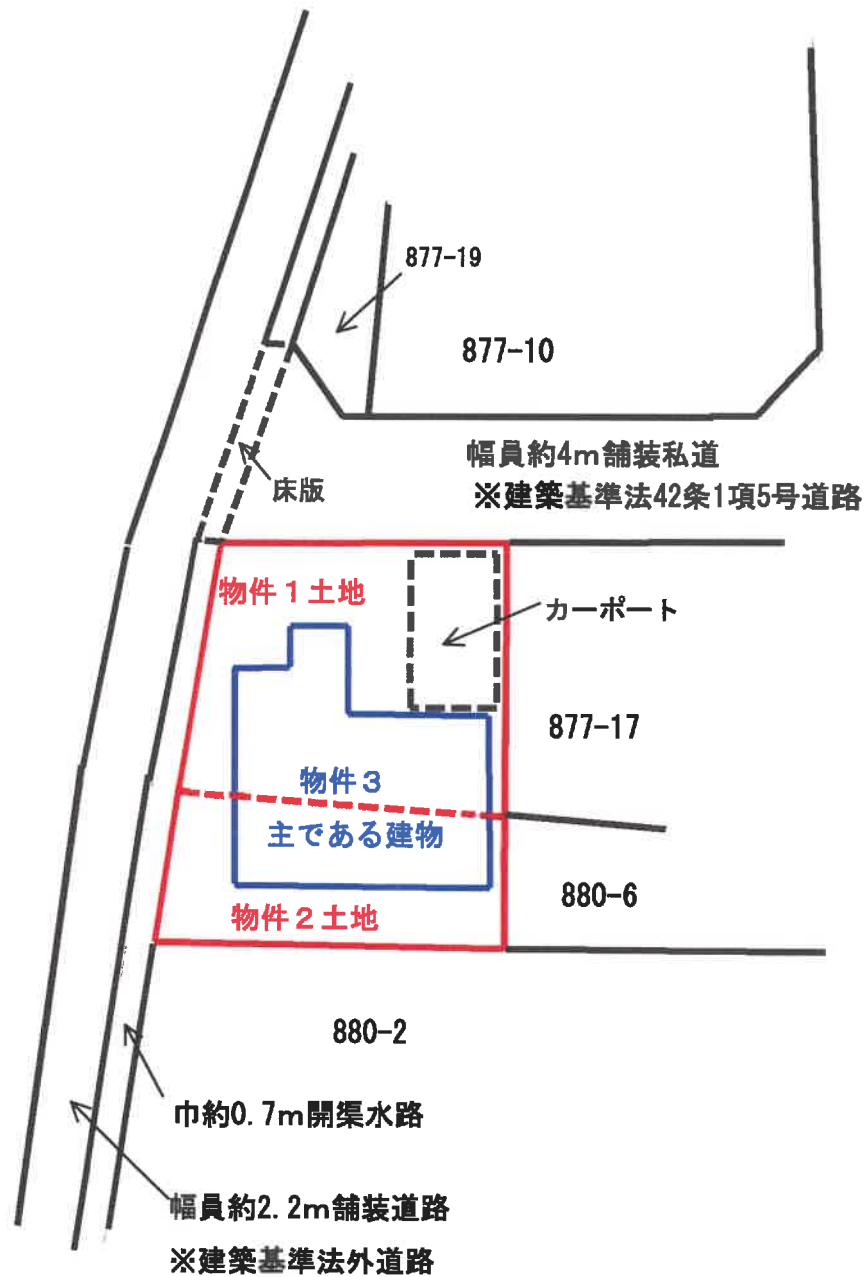
縮小版

請求番号：4-3

物件3

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 250



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



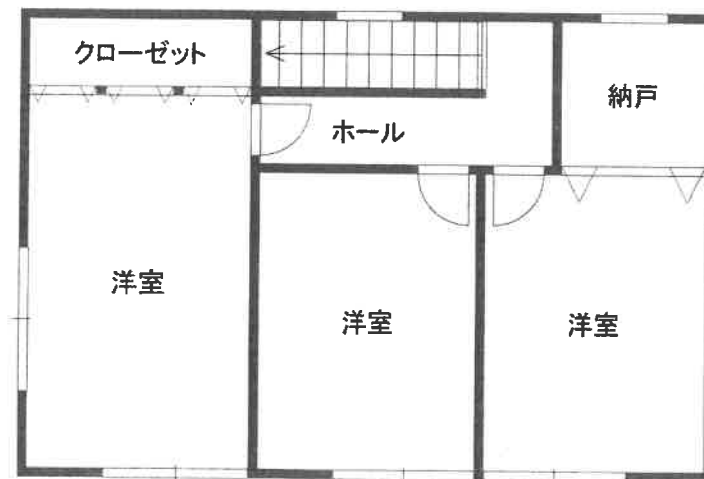
建物間取図(概略)

物件 3
主である建物

1階



2階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

